

○京丹後市特別職報酬等審議会条例

平成16年7月7日

条例第244号

改正 平成17年12月26日条例第59号

平成19年3月29日条例第15号

平成20年9月2日条例第40号

平成20年12月25日条例第57号

平成29年12月21日条例第49号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、京丹後市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額
- (3) 非常勤の特別職の報酬の額

(委員)

第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員は、京丹後市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(公聴会等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、公聴会を開催し、又は参考人の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日条例第59号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第15号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(京丹後市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 収入役が在職する間は、第3条の規定による改正後の京丹後市特別職報酬等審議会条例第2条第2号の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の京丹後市特別職報酬等審議会条例第2条第2号の規定(以下この項において「旧規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、旧規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則 (平成20年9月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第49号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。